

総行行第410号  
令和5年9月28日

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )

行政書士法に基づく報酬の額の揭示に関する留意事項について  
(デジタル原則等関係) (通知)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)等において、代表的なアナログ規制7項目(目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面揭示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制)に関する規制について、見直しを行うこととされています。

これを受け、今般、書面揭示規制と指摘された行政書士法(昭和26年法律第4号)第10条の2第1項の規定について、デジタル臨時行政調査会が策定した「構造改革のためのデジタル原則」(①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則)等を踏まえ、デジタル社会にふさわしいものとなるよう、留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、この旨を貴会の会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

行政書士法第10条の2第1項の規定に基づき、「行政書士は、その事務所の見やすい場所に、その業務に関し受ける報酬の額を揭示しなければならない」とされていますが、近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、電子メールによる業務の依頼等、依頼者が直接事務所へ訪問せずに依頼を行う場合も想定されること、また、国民の利便性の向上の観点から、行政書士の事務所における揭示に加え、インターネットを利用した方法により公表することが望ましいものと考えられます。

なお、直ちにこのような対応ができない行政書士におかれては、その実情に応じて柔軟に対応しつつ、将来に向けて段階的にデジタル化に取り組んでいただくようお願いいたします。

【担当】 行政課行政書士係  
石井、藤原  
【電話】 03-5253-5510 (直通)